

特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令 (条鰭亜綱特定第一種国内希少野生動植物種追加関係)

令和 7 年 1 月
環境省自然環境局
農林水産省大臣官房

1 趣旨

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものを国内希少野生動植物種として定め（法第 4 条第 3 項）、その捕獲等及び譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができるものであり、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないものであって、政令で定めるものについては、「特定第一種国内希少野生動植物種」とし（法第 4 条第 5 項）、譲渡し等の禁止の対象外としている（法第 12 条第 1 項）。なお、これまで、特定第一種国内希少野生動植物種には植物のみが指定されていたところである。
- (2) 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下「特定国内種事業」という。）を行おうとする者はあらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならないこととされている（法第 30 条第 1 項）。届出事項については、法第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに加え、同項第 4 号に基づき環境省令、農林水産省令で定める事項とされており、特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成 5 年総理府・農林水産省令第 1 号。以下「省令」という。）で定められている。
- (3) 今般、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号。以下「政令」という。）の一部が改正され、*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）が動物で初めて特定第一種国内希少野生動植物種に追加される見込みであることから、条鰭亜綱に属する動物種の生態等に即して特定国内種事業に係る届出等に関する所要の規定を追加するもの。

2 改正の概要

上記のとおり、これまでは、特定第一種国内希少野生動植物種には植物のみが指定されていたところ、今般の *Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）の指定を踏まえ、植物と動物の生態等の差異に即して、それぞれ省令第 2 条第 1 項第 2 号に政令別表第三の第一に掲げる種（＝動物）にかかる届出事項、省令第 2 条第 1 項第 3 号に別表第三の第二に掲げる種（＝植物）にかかる届出事項を定める。

なお、動物の生態を踏まえ、現行規定と比較して今般新たに届出事項として規定する内容及びその趣旨は、次の（1）～（3）のとおり。

- (1) 省令第 2 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びハについて

今般、政令改正により特定第一種国内希少野生動植物種に追加される *Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）を含む条鰭亜綱に属する種は、植物とは生態が大きく異なり、野外へ逸出した場合に植物よりも回収が困難であることや、逸出した飼育個体と思われる個体と野外個体の交雑による問題が顕在化していること、繁殖に二枚貝等他の生物を必要とすることによる他の絶滅危惧種の乱獲が懸念されること等、その飼養・繁殖に当たっては、法目的にある絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のために、飼育個体の逸出防止や生態系保全に配慮した繁殖方法といった、植物とは異なる留意が必要であることから、条鰭亜綱を含む動物の特定国内種事業を行おうとする場合にのみ、繁殖を伴わない飼育のみの場合であっても、省令第2条第1項第2号イ、ロ及びハに掲げる事項を届出事項として規定する。

（2）省令第2条第1項第2号ニについて

ア 淡水魚類の特定第一種国内希少野生動植物種指定の検討にあたって有識者等を招聘し開催した「種の保存法に基づく淡水魚類の保全のあり方等に係る検討会」において、淡水魚類を特定第一種国内希少野生動植物種として指定することは野外個体群の捕獲動機を抑制し、種の保存に資すると考えられる一方で、繁殖・流通が認められることで品種改良個体群等が作出され、当該個体が野外に逸出することによる懸念が指摘されている。そうした飼育個体が逸出することにより、野外において品種改良個体群等と在来個体群の交雑個体群を創出し、これらの分布が拡大することにより在来個体群の存続に悪影響を及ぼす可能性があり、法目的にある絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のためには、飼養個体の逸出防止のための配慮が必要である。また、これらの配慮事項について届出として把握することで、万一野外で大規模な逸出・放出と思われる事案が発生した場合に速やかに原因や出所を確認し、野外の個体群への影響を最小限にすることが可能となる。

イ そのため、省令第2条第1項第2号ニとして「生きている個体の逸出を防止するための措置」を届出事項として規定する。

（3）省令第2条第1項第2号ホについて

ア 省令第2条第1項第2号ハにおいて、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を繁殖させる場合にあっては、繁殖方法及び繁殖計画を届け出ることとされている。

イ 条鰭亜綱に属する種の繁殖方法は、一般に人工授精又は自然繁殖の方法に大別される。ゼニタナゴを含む一部の種は、自然繁殖において、二枚貝に産卵する性質を持っているが、二枚貝の一部の種は絶滅のおそれのある野生動植物種として環境省レッドリストに掲載されている。これらの種を野外から捕獲して繁殖に継続的に使用することで当該種の存続に悪影響を及ぼすとともに、飼養中に意図せず二枚貝に植物の種子や他魚類の卵等が付着する可能性があり、一度繁殖に使用した個体を野外に戻すことで二枚貝に付着した外来種の放出等により周辺の生態系に悪影響を及ぼす可能性がある。絶滅危惧種である二枚貝に対してそのような悪影響が起きると、ゼニタナゴ等条鰭亜綱に属する種の二枚貝を用いた繁殖が継続できなくなり、特定第一種国内希少野生動植物種として流通を継続することが困難となる可能性がある。そのため、特定国内種事業の実施に当たり、二枚貝等他の野生動植物種を使用する場合には、種の保存を図

ることにより、法の趣旨である生物多様性の確保及び持続可能な特定国内種事業の実施の観点から適切な方法が取られているか把握する必要がある。

ウ そのため、省令第2条第1項第2号ホとして「繁殖に他の動植物種を用いる場合にあっては、その種名及び生態系保全への配慮に関する事項」を規定する。

(4) 省令第2条第1項第3号について

省令第2条第1項第2号の新設に伴い、現行の同項第2号について1号繰り下げて規定する。

3 施行期日

令和7年2月12日（改正令の施行の日）